古賀市福祉課(障害者福祉係)

「第3期古賀市障害者基本計画」(案) のパブリック・コメント実施結果

「第3期古賀市障害者基本計画」(案)のパブリック・コメントを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続き要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

| 1. 政策等の題名 | 第3期古賀市障害者基本計画 |
|---------------------------|------------------------|
| 2. 政策等の案の公表日 | 平成27年2月18日(水) |
| 3. パブリック・コメント 手続きの実施期間 | 平成27年2月18日(水)~3月19日(木) |
| 4. 意見等提出者数 | 5名 |
| 5. 提出意見等件数 | 3 1 件 |
| 6. 提出意見等を考慮した 結果及びその理由 | 下記のとおり |

本件に関する問い合わせ先

古賀市 福祉課 障害者福祉係 (電話092-942-1150)

■ 提出意見等を考慮した結果及びその理由

| N o | ご意見の内容 (概要) | 反映の有無 | 理由 | | |
|-----|---|--------|---|--|--|
| 第1約 | 第1編 序論 第1章 計画の概要 | | | | |
| 1 | 国の法律および計画との整合性の記述に加え、古賀市の個別計画との整合性についても、もう少し具体的な記述をお願いします。代表的なものだけで構いませんが、文化、スポーツ、生涯学習、都市計画、防災、健康などが該当するかと思います。これら計画名を明示していただくことで、連携体制が構築されていることへの安心感が増します。 | 原案のとおり | ここでは、計画策定の背景と趣旨や計画の位置づけをこれまでの関連法制度などをもとに記載していることから、古賀市の個別計画については記載しないものの、第3編基本計画の中で、活動、条例、基本構想やプランなどといった具体的な記述をしております。 | | |
| 第1約 | 編 序論 第2章 障がい者を取り巻 | く環境 | | | |
| 2 | 平成32年度末までの計画期間内における「将来障がい者数」の推計とその推移見込のグラフをいれることはできないでしょうか。各障がい種別出現率や人口動態の見込みから、ある程度のものが出ると思います。 | 原案のとおり | 療育手帳や精神保健福祉手帳所持者に おいて、そもそもの母集団が小さく、 増減の主要因が転入・転出、死亡によ るものであり、出現率や増減予測が難 しいため、ここでは記載しません。 | | |
| 3 | 古賀市における「障害」の定義をそれぞれ示していただきたい。また、発達障害についても本計画において位置づけていただきたい。 第3編においては、サービス供給の方針について定性的な内容のみならず定量的にも記載をしていただけないでしょうか。 | 原案のとおり | 「障害」の定義についてのご意見ですが、「障害」を障害者基本法第2条にある「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と考えており、発達障害も精神障害として位置付けています。また、具体的な障害福祉サービスの量については、「古賀市障害福祉計画」に記載しています。 | | |
| 4 | アンケート調査について、339人の方 は全数調査としての対象者なのか、標本 | 修正します | アンケート調査は、平成26年8月時 点で福祉サービスを利用している人を | | |

| 調査として何らかの基準に基づき抽出 された339人の方なのかによって結 果の受け止め方が変わります。 「障がい児」の方からの回答について、 保護者からの回答が含まれるのであれ ば、その旨留意事項の中にくわえたほう がよいと思います。 また、身体障害・知的障害・精神障害、 心身障がい児ごとの年齢構成も示され でおいてはいかがでしょうか。 なお、次の計画策定の際には、障害者雇 用をされている/対象となる企業等へ のアンケートやヒアリングも検討され ではどうでしょうか。 「管害種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。」 「管害種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。」 「管害種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。」 「などうでしょうか。 「などうでしょうか。」 「などうでしょうか。 「などうでしまう。」 「などうでしまず、 など変にないておらず、障害種別 との設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別 や年齢層別分析の正確な把握が出来 す、ここでは記載しません。 第2編 基本構想 第1章 計画の基本的な考え方 佐西の著派とび意思決定の 支援が基本ではないでしょうか。原害者 本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 「安全・安心な環境づくりは、障がい者の 原案のとおり 活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進が必要と考えており、見体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
|--|--|--|--|--|
| 果の受け止め方が変わります。 「障がい児」の方からの回答について、保護者からの回答が含まれるのであれば、その旨留意事項の中にくわえたほうがよいと思います。また、身体障害・知的障害・精神障害、心身障がい児ごとの年齢構成も示されておいてはいかがでしょうか。なお、次の計画策定の際には、障害者雇用をされてはくがないというか。なお、次の計画策定の際には、障害者雇用をされている/対象となる企業等へのアンケートやヒアリングも検討されてはどうでしまうか。 「障害種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。」 「原案のとおり」との設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの正確な回答がなされておらず、障害種別でしまうか。 「ない者の自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。」を活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。 「生活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 「安全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進「アクセンビリティの向上」」の、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| 「障がい児」の方からの回答について、保護者からの回答が含まれるのであれば、その旨留意事項の中にくわえたほうがよいと思います。また、身体障害・知的障害・精神障害、心身障がい児ごとの年齢構成も示されておいてはいかがでしょうか。なお、次の計画策定の際には、障害者雇用をされている/対象となる企業等へのアンケートやヒアリングも検討されてはどうでしょうか。 でき種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。 に参拝機関の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。 に変のとおりにようか。 に変のとおりにようか。 に変をがなされておらず、障害種別ごとの設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの正確な回答がなされておらず、障害種別でもようか。 に変のとおりにようか。 に変したが、障害種別での主確な担握が出来ず、ここでは記載しません。 「第3編第1章生活の支援において、原案を「障がいの特性や障がい者の様々なニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実」へと修正します。 「現案のとおりな完全、関策づくりについてのご意見ですが、安全・安心な環境づくりは、ハード面になどの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のパリアフリー化の推進が必要と考えており、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| 保護者からの回答が含まれるのであれば、その旨留意事項の中にくわえたほうがよいと思います。また、身体障害・知的障害・精神障害、心身障がい児ごとの年齢構成も示されておいてはいかがでしょうか。なお、次の計画策定の際には、障害者雇用をされている/対象となる企業等へのアンケートやヒアリングも検討されてはどうでしょうか。 に書種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。 に書種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。 原業のとおり このアンケート調査では、障害種別ごとの正確な回答がなされておらず、障害種別ごとの正確な回答がなされておらず、障害種別がや年齢層別分析の正確な把握が出来ず、ここでは記載しません。 第2編 基本構想 第1章 計画の基本的な考え方 6 生活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の支援が基本ではないでしょうか。 摩害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 | | | | |
| は、その旨留意事項の中にくわえたほうがよいと思います。また、身体障害・知的障害・精神障害、心身障がい児ごとの年齢構成も示されておいてはごかがでしょうか。なお、次の計画策定の際には、障害者雇用をされている/対象となる企業等へのアンケートやヒアリングも検討されてはどうでしょうか。 ではどうでしょうか。 ではどうでしょうか。 ではどうでしょうか。 ではどうでしょうか。 ではどうでしょうか。 ではどうでしょうか。 ではどうでしょうか。 ではどうでしょうか。 ではどうでしたが、障害種別でとの正確な回答がなされておらず、障害種別でもの上れておらず、障害種別でとの正確な回答がなされておらず、障害種別や年齢層別分析の正確な把握が出来ず、ここでは記載しません。 第2編 基本構想 第1章 計画の基本的な考え方 6 生活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の支援が基本ではないでしょうか。 では、管害者 ない意思決定の支援が基本ではないでしょうか。 では、管害者 ないでは、管害者 ないでは、対の自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。 ではずなが変に応じた障害者性がないの特性やでがい者の様々なニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実」へと修正します。 第3編第1章生活の支援に応じた障害福祉サービスの充実」へと修正します。 第2年活の支援に応じた障害福祉サービスの充実」へと修正します。 「原案のとおり 環境づくりについてのご意見ですが、安全・安心な環境づくりは、呼がい者の 「原案のとおり 環境づくりについてのご意見ですが、安全・安心な環境づくりは、ハード面ではの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたるパリアフリー化の推進が必要と考えており、具体的には、第3編第3章女全・ | | | | |
| がよいと思います。 また、身体障害・知的障害・精神障害、 心身障がい児ごとの年齢構成も示され ておいてはいかがでしょうか。 なお、次の計画策定の際には、障害者雇 用をされている/対象となる企業等へ のアンケートやヒアリングも検討され てはどうでしょうか。 「障害種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。」 「原案のとおりいても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。」 「などの社会を参加の支援等は、障がいるの支援が基本ではないでしょうか。」 「生活の支援や社会参加の支援等は、障がいる支援が基本ではないでしょうか。」 「変します」を正します。 「変全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上)」 「対している事務の表現の表現を表現の表現を表現している事柄で物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上)」 「などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) | | | | |
| また、身体障害・知的障害・精神障害、 心身障がい児ごとの年齢構成も示され ておいてはいかがでしょうか。 なお、次の計画策定の際には、障害者雇 用をされている/対象となる企業等へ のアンケートやヒアリングも検討され てはどうでしょうか。 「障害種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。」 「障害種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。」 「原案のとおり」との設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの正確な回答がなされておらず、障害種別、や年齢層別分析の正確な把握が出来ず、ここでは記載しません。 第2編 基本構想 第1章 計画の基本的な考え方 「生活の支援や社会参加の支援等は、障がいる力援が基本ではないでしょうか。」 「い者の自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を、クタ全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセンビリティの向上) 「原案のとおり」環境づくりについてのご意見ですが、安全・安心な環境づくりは、ハード面だけでなく、ソフトの両面にわたるが、リアフリー化の推進が必要と考えており、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| ○身障がい児ごとの年齢構成も示されておいてはいかがでしょうか。なお、次の計画策定の際には、障害者雇用をされている/対象となる企業等へのアンケートやヒアリングも検討されてはどうでしょうか。 「障害種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。」 「原案のとおり」との設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの正確な回答がなされておらず、障害種別との正確な回答がなされておらず、障害種別との正確な回答がなされておらず、障害種別が中齢層別分析の正確な把握が出来ず、ここでは記載しません。 第2編 基本構想 第1章 計画の基本的な考え方 「生活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 「安全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) 「原案のとおり、環境づくりについてのご意見ですが、安全・安心な環境づくりは、ハード面だけでなく、ソフトの両面にわたるバリアフリー化の推進が必要と考えており、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| でおいてはいかがでしょうか。なお、次の計画策定の際には、障害者雇用をされている/対象となる企業等へのアンケートやヒアリングも検討されてはどうでしょうか。 「障害種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。」 第2編 基本構想 第1章 計画の基本的な考え方 生活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の支援が基本ではないでしょうか。障害者本値で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 安全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のパリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) す。 す。 このアンケート調査では、障害種別ごとの設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの設問によります。 第3編第1章生活の支援において、原案を「障がいの特性や障がい者の様々なニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実」へと修正します。 「原案のとおり 環境づくりについてのご意見ですが、安全・安心な環境づくりは、ハード面だけでなく、ソフトの両面にわたるパリアフリー化の推進が必要と考えており、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| なお、次の計画策定の際には、障害者雇用をされている/対象となる企業等へのアンケートやヒアリングも検討されてはどうでしょうか。 「障害種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。 第2編 基本構想 第1章 計画の基本的な考え方 6 生活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) | | | | |
| 用をされている/対象となる企業等へのアンケートやヒアリングも検討されてはどうでしょうか。 「障害種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。」 「原案のとおり」との設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの正確な回答がなされておらず、障害種別や年齢層別分析の正確な把握が出来ず、ここでは記載しません。 第2編 基本構想 第1章 計画の基本的な考え方 (を正します 第3編第1章生活の支援において、原案を「障がいの特性や障がい者の様々なニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実」へと修正します。 なニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実」へと修正します。 「安全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) 原案のとおり 環境づくりについてのご意見ですが、安全・安心な環境づくりは、ハード面だけでなく、ソフトの両面にわたるパリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) | | | | |
| のアンケートやヒアリングも検討され てはどうでしょうか。 「障害種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。」 「原案のとおり」との設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの正確な回答がなされておらず、障害種別や年齢層別分析の正確な把握が出来ず、ここでは記載しません。 第2編 基本構想 第1章 計画の基本的な考え方 「生活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 「安全・安心な環境づくりは、障がい者のが計画的な取り組みの推進を。」 「原案のとおり」では、では、でなどの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のパリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上)」の具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| ではどうでしょうか。 「原案のとおり にのアンケート調査では、障害種別でいても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。 「原案のとおり にの設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの正確な回答がなされておらず、障害種別や年齢層別分析の正確な把握が出来ず、ここでは記載しません。 第2編 基本構想 第1章 計画の基本的な考え方 生活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 「原案のとおり で変全・安心な環境づくりは、障がい者の に活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) 「原案のとおり ではでなく、ソフトの両面にわたるバリアフリー化の推進が必要と考えており、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| 章 管書種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。 第 2編 基本構想 第 1 章 計画の基本的な考え方 6 生活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) 原案のとおりにようり、具体的には、第 3 編第 3 章安全・安心な環境づくりないのでは、アクセシビリティの向上) | | | | |
| いても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。 お2編 基本構想 第1章 計画の基本的な考え方 6 生活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) | | | | |
| しょうか。 | | | | |
| 確な回答がなされておらず、障害種別や年齢層別分析の正確な把握が出来ず、ここでは記載しません。 第 2 編 基本構想 第 1 章 計画の基本的な考え方 6 生活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) 6 ないなでは、第 3 編第 1 章生活の支援において、原案を「障がいの特性や障がい者の様々なニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実」へと修正します。 第 3 編第 1 章生活の支援において、原案を「障がいの特性や障がい者の様々なニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実」へと修正します。 第 3 編第 3 章を主いな表が、大きないの特性や障がい者の様々なニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実」へと修正します。 第 3 編第 3 章を主いなできるが、ないの特性や障がい者の様々である。 第 5 では、このでは、できるとおりでする。 第 5 ではでなく、ソフトの両面にわたるが、カードの推進が必要と考えており、具体的には、第 3 編第 3 章を全・ | | | | |
| 常 2編 基本構想 第 1 章 計画の基本的な考え方 6 生活の支援や社会参加の支援等は、障がいる自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) | | | | |
| # 2 編 基本構想 第 1 章 計画の基本的な考え方 6 生活の支援や社会参加の支援等は、障がいる自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) 東美体的には、第 3 編第 3 章安全・ | | | | |
| 第2編 基本構想 第1章 計画の基本的な考え方 6 生活の支援や社会参加の支援等は、障が い者の自己決定の尊重及び意思決定の 支援が基本ではないでしょうか。障害者 本位で障害特性などに配慮した総合的 かつ計画的な取り組みの推進を。 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の 原案のとおり 環境づくりについてのご意見ですが、 安全・安心な環境づくりは、障がい者の 原案のとおり プロスの充実 ではないでします。 7 大会・安心な環境づくりは、障がい者の 原案のとおり では、ではでなく、ソフトの両面にわたるバリアフリー化の推進が必要と考えており、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| 6 生活の支援や社会参加の支援等は、障が い者の自己決定の尊重及び意思決定の 支援が基本ではないでしょうか。障害者 本位で障害特性などに配慮した総合的 かつ計画的な取り組みの推進を。 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の 活動を制限している事柄や物、制度、慣 行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) り、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| 6 生活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) 6 生活の支援や社会参加の支援等は、障が常知案を「障がいの特性や障がい者の様々なニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実」へと修正します。 7 家全・安心な環境づくりは、障がい者の 原案のとおり 環境づくりについてのご意見ですが、安全・安心な環境づくりは、ハード面だなどの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたるバリアフリー化の推進が必要と考えており、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| い者の自己決定の尊重及び意思決定の 支援が基本ではないでしょうか。障害者 本位で障害特性などに配慮した総合的 かつ計画的な取り組みの推進を。 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の 活動を制限している事柄や物、制度、慣 行などの社会的障壁の除去、ハード、ソ フトの両面にわたる社会のバリアフリ 一化の推進(アクセシビリティの向上) 案を「障がいの特性や障がい者の なニーズ及び実態に応じた障害福祉サ ービスの充実」へと修正します。 環境づくりについてのご意見ですが、 安全・安心な環境づくりは、ハード面 だけでなく、ソフトの両面にわたるバ リアフリー化の推進が必要と考えてお り、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| 支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) 7 大変が基本ではないでしょうか。障害者なニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実」へと修正します。 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の安全・安心な環境づくりは、ハード面ではなどの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたるバリアフリー化の推進が必要と考えており、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| 本位で障害特性などに配慮した総合的 カービスの充実」へと修正します。 かつ計画的な取り組みの推進を。 | | | | |
| かつ計画的な取り組みの推進を。 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の 原案のとおり 環境づくりについてのご意見ですが、 安全・安心な環境づくりは、ハード面 行などの社会的障壁の除去、ハード、ソ フトの両面にわたる社会のバリアフリ | | | | |
| 7 安全・安心な環境づくりは、障がい者の 原案のとおり 環境づくりについてのご意見ですが、 安全・安心な環境づくりは、ハード面 行などの社会的障壁の除去、ハード、ソ フトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) り、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| 活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) り、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| 行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたるバフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進(アクセシビリティの向上) | | | | |
| フトの両面にわたる社会のバリアフリ 一化の推進(アクセシビリティの向上) リアフリー化の推進が必要と考えており、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| 一化の推進(アクセシビリティの向上) り、具体的には、第3編第3章安全・ | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| です。 | | | | |
| す。 | | | | |
| | | | | |
| 第3編 基本計画 第1章 生活の支援 | | | | |

| | | T | 1 |
|-----|--------------------|--------|--------------------|
| 8 | 「独居」障がい者に対しての市側の見守 | 原案のとおり | 障害福祉サービスについてのご意見で |
| | りが全くない。扉が半開きになって手が | | すが、居宅介護や生活介護などの障害 |
| | 出ている人に対して、今の市側の対応は | | 福祉サービスを利用することや日中活 |
| | そんなシグナルを出している人を救お | | 動の場を提供することにより、必要な |
| | うという姿勢は感じ取れません。 | | 方への見守りも行っております。また、 |
| | | | 障害福祉サービスの利用を遠慮されて |
| | | | いる方に対しては、電話による相談窓 |
| | | | 口を紹介しております。 |
| 9 | 保育所等訪問支援については書かれて | 原案のとおり | 保育所等訪問支援では、幼稚園の訪問 |
| | いますが 幼稚園訪問支援については | | 支援も含まれることから、幼稚園訪問 |
| | ここでは明記されないのですか。就学前 | | 支援としては記載してません。 |
| | の対象となる子ども全てに訪問支援が | | |
| | なされることは大切だと思います。 | | |
| 1 0 | 就学前までの支援については子育て支 | 原案のとおり | 障害福祉サービスについてのご意見で |
| | 援と言う視点からも周知されているよ | | すが、学校の場以外でも、福祉サービ |
| | うに思いますが、就学してからは学校で | | ス事業所で障がい児に対して、日常生 |
| | の支援だけの印象があります。学校の場 | | 活を営むために必要な訓練、創作的活 |
| | 以外で子どもを支援してくださったり | | 動を行ったり、放課後や夏休みの長期 |
| | 相談を受けてくださる場面があります | | 休暇の居場所づくりを行う「放課後等 |
| | カゝ。 | | デイサービス」などがあります。 |
| 1 1 | 予防および早期発見・早期対応の対策に | 修正します | 予防および早期発見・早期対応の対策 |
| | ついての記述がありますが、後天的なも | | についてのご意見ですが、先天的な具 |
| | のに対する記述が中心になっています | | 体的記述の一例を加え、一部修正しま |
| | ので、先天的なものに対する予防につい | | す。 |
| | ても記載していただけたらと思います。 | | |
| | 母体の健康と安全な出産をめざした妊 | | |
| | 婦や新生児、乳幼児に対する健康診査や | | |
| | 保健指導といったものや、生涯学習の一 | | |
| | 環として親になる前の学びの機会の充 | | |
| | 実、また晩婚化の抑止に挑むといった視 | | |
| | 点をいれていただけたらと思います。 | | |
| 1 2 | 「疾病の予防と早期発見に努めるため | 修正します | 文章表現についてのご意見ですが、疾 |
| | 健康づくり部門との連携を図ります」と | | 病の予防と早期発見に重点を置いた表 |
| | ありますが、連携を図るという行動に重 | | 現に修正します。 |
| | 点を置くように誤解される可能性があ | | |
| | ります。単に「疾病の予防を講じるとと | | |

| | もに、早期発見・早期対応を働きかけま | | |
|-----|----------------------|--------|-------------------|
| | す」というような表現に変えてはいかが | | |
| | でしょうか。 | | |
| | (04)% | | |
| 第3% | 扁 基本計画 第2章 社会参加の支 | 援 | |
| 1 3 | 近隣の市町村では発達支援センターと | 原案のとおり | ご意見として承り、今後の取組の参考 |
| | して18歳までをトータルして支援す | | とさせていただきます。 |
| | るという体制が取られているようです | | |
| | が、古賀市においては各関係機関との連 | | |
| | 携を図ることで支援の充実とされてい | | |
| | ます。一人の子どもにおいて支援が途切 | | |
| | れることのないよう連携についてはよ | | |
| | り一層の充実をお願いします。 | | |
| 1 4 | 「社会参加の支援」に第三項目として | 原案のとおり | サービス提供主体についてのご意見で |
| | 「障がい者を支える裾野づくり」とか | | あり、参考とさせていただきます。 |
| | 「サービス提供主体の多元化」とかの項 | | |
| | 目を作り、内容を充実させてはいかがで | | |
| | しょうか。 | | |
| | 今後の事業展開においては、社会福祉法 | | |
| | 人、NPO、当事者団体、ボランティア、 | | |
| | 事業者等による活動を積極的に推進し、 | | |
| | 民間活力の導入や市民の参画・共働を進 | | |
| | め、古賀の公共空間全体で障害をお持ち | | |
| | の方やそのご家族の方、あるいは雇用に | | |
| | 協力している方などを支えられる社会 | | |
| | の構築を目指してはいかがでしょうか。 | | |
| 1 5 | 障がいをお持ちの方が、雇用される形で | 原案のとおり | 事業主体における経営・運営支援体制 |
| | の就労のみならず、自ら仲間とともに営 | | についてのご意見であり、参考とさせ |
| | 利事業・非営利事業を立ち上げる場合も | | ていただきます。 |
| | 考えられ、そうした支援者・当事者の経 | | |
| | 営・運営支援体制の構築とそれによる自 | | |
| | 立支援も検討してはどうでしょうか。 | | |
| 1 6 | 図書館に設置されている拡大読書器な | 原案のとおり | ご意見として承り、今後の取組の参考 |
| | どの活用の呼びかけや案内などを、当事 | | とさせていただきます。 |
| | 者および支援者に伝わるようにもっと | | |
| | P R していただきたい。また、そういっ | | |

| , | | | | |
|--------------------------|---------------------------|--------|-------------------|--|
| | た補助器具の活用・増強も含めた項目を | | | |
| - | 入れていただきたい。 | | | |
| 1 7 | 予算の適切な使用並びに競争性・透明性 | 原案のとおり | ご意見として承り、今後の取組の参考 | |
| 0 | の確保には留意していただきながら、障 | | とさせていただきます。 | |
| 1 | 害者優先調達推進法の考え方に基づき、 | | | |
| 7 | 入札やプロポーザルの際に、障害者雇用 | | | |
| 2 | 率などに一定の取り組みをしている企 | | | |
| È | 業に対して加点を行うような企業向け | | | |
| 0 | のインセンティブを作って普及啓発を | | | |
| t | 加速化させてはどうでしょうか。 | | | |
| 18 I | 直近の積極的な取り組みである職場体 | 原案のとおり | 事業の広報についてのご意見ですが、 | |
| 馬 | 験"はたらこ~が"事業の受け入れとそ | | 職場体験"はたらこ~が"事業の成果 | |
| 0 | の成果について、広報誌のみならずホー | | については、ホームページでのPRも | |
| | ムページに掲載するなどもっとPRし | | 検討しているところです。 | |
| _ | てはいかがでしょうか。 | | | |
| 19 7 | 古賀市の広報誌は、世帯向けに発行・配 | 原案のとおり | ご意見として承り、今後の取組の参考 | |
| 7 | 布されているのが中心で、市内の企業・ | | とさせていただきます。 | |
| <u> </u> | 事業所には基本的には配布されていな | | | |
| l | ハと聞いています。障害者雇用をはじめ | | | |
| 1 | 企業による支えを広げるために、広報誌 | | | |
| ž | を企業・事業所にも配布し、企業・事業 | | | |
| Ē | 所への働きかけを大きくできないもの | | | |
| _ | でしょうか。 | | | |
| 20 7 | 古賀市において就労継続支援施設が少 | 原案のとおり | 就労継続支援施設についてのご意見で | |
| 7 | なく他市町施設へ通っている状況です。 | | すが、古賀市として、福祉サービス事 | |
| 1 | 古賀市の知的(発達障害を含む)障がい | | 業所の施設整備が重要と考えており、 | |
| ā | 者の数をみると今後も施設希望者が毎 | | 職場体験"はたらこ~が"事業などを | |
| 左 | 年増え続けます。施設整備も必要です。 | | 積極的に推進しているところです。 | |
| 第3編 基本計画 第3章 安心・安全な環境づくり | | | | |
| 2 1 2 | 公共交通機関の乗り場・車両等のバリア | 原案のとおり | 公共交通網の整備については、交通政 | |
| | フリーの記述はありますが、交通政策基 | | 策基本法に基づくものであり、具体的 | |
| 7 | 本法に基づく公共交通網の整備に関す | | に記載はしていませんが、当然ながら | |
| | る記述がありませんので、(2)-①の | | 同法に基づくものとの認識であり、引 | |
| í | 箇条書きに「交通政策基本法に基づき、 | | き続き関係機関や関係部署との連携を | |
| ß | 障害者を含む交通弱者のニーズに応じ | | 図るものと考えております。 | |

| た公共父連網の整幅を行います。等の項目の追加をお願いします。 2 2 降がいをお持ちの方や、その方を支える 原案のとおり だ意見として承り、今後の取組の参考 ときせていただきます。 2 3 本ボブリックコメントのホームページ に指載されたPDFファイルは、一旦、紙に印刷したものを画像の形でスキャンして作成されているために、視覚障が い者の方が音声読み上げソフトなどを 使用することができなかった可能性が あります。 今後は文字認識出来る形式のPDFファイルで行っていただき、パブリックコメント制度におけるノーマライゼーションを実現していただきたいです。 | | 1. 11 11 1-17 400 o #h/# 2 /- \ | | |
|--|-----|----------------------------------|--------|--------------------|
| 2 2 薩がいをお持ちの方や、その方を支える | | た公共交通網の整備を行います」等の項 | | |
| 方々のために、市の広報広聴・防災・危機管理を含めて Web・メルマガ (メルコガ) そして SNS(twitter, facebook 等)を活用した情報発信の強化をお願いします。 2 3 本パブリックコメントのホームページ 原案のとおり に掲載されたPDFファイルは、一旦、紙に印刷したものを画像の形でスキャンして作成されているために、視覚障がい者の方が音声読み上げソフトなどを使用することができなかった可能性があります。 今後は文字認識出来る形式のPDFファイルで行っていただき、パブリックコメント制度におけるノーマライゼーションを実現していただきたいです。 2 4 古賀市に Web に関するアクセシビリティルをできなかった可能性があります。また、市役所全体で基準を満たすように表現いたたい。また、市役所全体で基準を満たすように安力をお願いしたいのまた、市役の全体で、また、市役所全体で基準を満たすように努力をお願いしたいのと、市内の企業にもWeb に関するアクセシビリティの概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 第 3 編 基本計画 第 4 章 啓発・交流活動の推進 2 5 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会会ととだけ速度構するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、司法書土・弁護土やNPO団体、ファイナンシャルプ は、対策主やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | 目の追加をお願いします。 | | |
| 機管理を含めて Web・メルマガ (メルコ ガ) そして SNS(twitter, facebook 等)を 活用した情報発信の強化をお願いしま す。 2 3 本パブリックコメントのホームページ に掲載されたPDFファイルは、一旦、 紙に印刷したものを画像の形でスキャ ンして作成されているために、視覚障が い者の方が音声読み上げソフトなどを 使用することができなかった可能性が あります。 今後は文字認識出来る形式のPDFファイルで行っていただき、パブリックコ メント制度におけるノーマライゼーションを実現していただきたいです。 す 当額に Web に関するアクセシビリティ基準があれば、計画に明示し継続して 保っていただくようにお願いしたい。 また、市役所全体で基準を満たすように 努力をお願いしたいのと、市内の企業に もWebに関するアクセシビリティの 概念の普及を呼びかけていただけたち と思います。 第 3 編 基本計画 第 4 章 啓発・交流活動の推進 修正します。 は、古質市社会福祉協議会さんとだけ連携 は、古質市社会福祉協議会さんとだけ連携 技術などの分野においては、可法書上・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携 を図る必要もあることから、「古質市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 。 | 2 2 | 障がいをお持ちの方や、その方を支える | 原案のとおり | ご意見として承り、今後の取組の参考 |
| ### 23 | | 方々のために、市の広報広聴・防災・危 | | とさせていただきます。 |
| 活用した情報発信の強化をお願いします。 | | 機管理を含めて Web・メルマガ (メルコ | | |
| す。 | | ガ) そして SNS(twitter, facebook 等)を | | |
| 2 3 本パブリックコメントのホームページ 原案のとおり ご意見として承り、今後の取組の参考 とさせていただきます。 とさせていただきますが、古質市 と表に対してのご意見ですが、古質市 と表に対してのご意見ですが、古質市 と表に対してのいただくようにお願いしたい。また、市後所全体で基準を満たすように 会別をお願いしたいのと、市内の企業に もWebに関するアクセシビリティの 概念の普及を呼びかけていただけたら と思います。 お書とさせていただきます。 「まます は、古質市社会福祉協議会さんとだけ連 株式 技術・大変に対します。 お手後上やNPO団体、ファイナンシャルプ は、古質市社会福祉協議会さんとだけ連 株式 大変に対します。 は、お質市社会福祉協議会さんとだけ連 株式 大変に対します。 は、お質・大変に対します。 は、お質・大変に対します。 は、お変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変 | | 活用した情報発信の強化をお願いしま | | |
| に掲載されたPDFファイルは、一旦、 紙に印刷したものを画像の形でスキャンして作成されているために、視覚障がい者の方が音声読み上げソフトなどを使用することができなかった可能性があります。 今後は文字認識出来る形式のPDFファイルで行っていただき、パブリックコメント制度におけるノーマライゼーションを実現していただきたいです。 24 古賀市に Web に関するアクセシビリティ基準があれば、計画に明示し継続して保っていただくようにお願いしたい。また、市役所全体で基準を満たすように努力をお願いしたいのと、市内の企業にもWebに関するアクセシビリティの概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 第3編 基本計画 第4章 啓発・交流活動の推進 25 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、司法書土・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | す。 | | |
| 無に印刷したものを画像の形でスキャンして作成されているために、視覚障がい者の方が音声読み上げソフトなどを使用することができなかった可能性があります。 今後は文字認識出来る形式のPDFファイルで行っていただき、パブリックコメント制度におけるノーマライゼーションを実現していただきたいです。 2 4 古賀市に Web に関するアクセシビリティ基準があれば、計画に明示し継続して保っていただくようにお願いしたい。また、市役所全体で基準を満たすように努力をお願いしたいのと、市内の企業にもWebに関するアクセシビリティの概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 第 3 編 基本計画 第 4 章 啓発・交流活動の推進 2 5 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、司法書土・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | 2 3 | 本パブリックコメントのホームページ | 原案のとおり | ご意見として承り、今後の取組の参考 |
| ンして作成されているために、視覚障がい者の方が音声読み上げソフトなどを使用することができなかった可能性があります。 今後は文字認識出来る形式のPDFファイルで行っていただき、パブリックコメント制度におけるノーマライゼーションを実現していただきたいです。 2 4 古賀市に Web に関するアクセシビリティ基準があれば、計画に明示し継続して保っていただくようにお願いしたい。また、市役所全体で基準を満たすように努力をお願いしたいのと、市内の企業にもWeb に関するアクセシビリティの概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 第 3 編 基本計画 第 4 章 啓発・交流活動の推進 2 5 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、可法書土・弁護土やNPO団体、ファイナンシャルブランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | に掲載されたPDFファイルは、一旦、 | | とさせていただきます。 |
| い者の方が音声読み上げソフトなどを 使用することができなかった可能性があります。 今後は文字認識出来る形式のPDFファイルで行っていただき、パブリックコメント制度におけるノーマライゼーションを実現していただきたいです。 2 4 古賀市に Web に関するアクセシビリティ基準があれば、計画に明示し継続して保っていただくようにお願いしたい。また、市役所全体で基準を満たすように努力をお願いしたいのと、市内の企業にもWebに関するアクセシビリティの概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 第 3 編 基本計画 第 4 章 啓発・交流活動の推進 2 5 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | 紙に印刷したものを画像の形でスキャ | | |
| 使用することができなかった可能性があります。 今後は文字認識出来る形式のPDFファイルで行っていただき、パブリックコメント制度におけるノーマライゼーションを実現していただきたいです。 2 4 古賀市に Web に関するアクセシビリティ基準があれば、計画に明示し継続して保っていただくようにお願いしたい。また、市役所全体で基準を満たすように努力をお願いしたいのと、市内の企業にもWebに関するアクセシビリティの概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 第 3 編 基本計画 第 4 章 啓発・交流活動の推進 2 5 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | ンして作成されているために、視覚障が | | |
| あります。 今後は文字認識出来る形式のPDFファイルで行っていただき、パブリックコメント制度におけるノーマライゼーションを実現していただきたいです。 2 4 古賀市に Web に関するアクセシビリティ基準があれば、計画に明示し継続して保っていただくようにお願いしたい。また、市役所全体で基準を満たすように努力をお願いしたいのと、市内の企業にもWebに関するアクセシビリティの概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 第 3 編 基本計画 第 4 章 啓発・交流活動の推進 2 5 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | い者の方が音声読み上げソフトなどを | | |
| 今後は文字認識出来る形式のPDFファイルで行っていただき、パブリックコメント制度におけるノーマライゼーションを実現していただきたいです。 2 4 古賀市に Web に関するアクセシビリティ基準があれば、計画に明示し継続して保っていただくようにお願いしたい。また、市役所全体で基準を満たすように努力をお願いしたいのと、市内の企業にもWebに関するアクセシビリティの概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 第 3 編 基本計画 第 4 章 啓発・交流活動の推進 2 5 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、同法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | 使用することができなかった可能性が | | |
| アイルで行っていただき、パブリックコメント制度におけるノーマライゼーションを実現していただきたいです。 2 4 古賀市に Web に関するアクセシビリティ基準があれば、計画に明示し継続して保っていただくようにお願いしたい。また、市役所全体で基準を満たすように努力をお願いしたいのと、市内の企業にもWebに関するアクセシビリティの概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 第 3 編 基本計画 第 4 章 啓発・交流活動の推進 2 5 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | あります。 | | |
| メント制度におけるノーマライゼーションを実現していただきたいです。 原案のとおり 広報についてのご意見ですが、古賀市 | | 今後は文字認識出来る形式のPDFフ | | |
| □ 3ンを実現していただきたいです。 2 4 古賀市に Web に関するアクセシビリテ 原案のとおり 広報についてのご意見ですが、古賀市 | | ァイルで行っていただき、パブリックコ | | |
| 24 古賀市に Web に関するアクセシビリティ基準があれば、計画に明示し継続して保っていただくようにお願いしたい。また、市役所全体で基準を満たすように努力をお願いしたいのと、市内の企業にもWebに関するアクセシビリティの概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 広報についてのご意見ですが、古賀市役所・公式ホームページに関するホームページに関するホームページ作成ガイドラインがあります。また、その普及、啓発については、ご意見として承り、参考とさせていただきます。 第3編 基本計画 第4章 啓発・交流活動の推進 25 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | メント制度におけるノーマライゼーシ | | |
| イ基準があれば、計画に明示し継続して保っていただくようにお願いしたい。また、市役所全体で基準を満たすように努力をお願いしたいのと、市内の企業にもWebに関するアクセシビリティの概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 第3編 基本計画 第4章 啓発・交流活動の推進 25 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | ョンを実現していただきたいです。 | | |
| 保っていただくようにお願いしたい。 また、市役所全体で基準を満たすように 努力をお願いしたいのと、市内の企業に もWebに関するアクセシビリティの 概念の普及を呼びかけていただけたら と思います。 第3編 基本計画 第4章 啓発・交流活動の推進 25 権利擁護事業に取り組む組織との連携 は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | 2 4 | 古賀市に Web に関するアクセシビリテ | 原案のとおり | 広報についてのご意見ですが、古賀市 |
| また、市役所全体で基準を満たすように | | ィ基準があれば、計画に明示し継続して | | 役所・公式ホームページに関するホー |
| 努力をお願いしたいのと、市内の企業に もWebに関するアクセシビリティの 概念の普及を呼びかけていただけたら と思います。 ご意見として承り、参考とさせていた だきます。 第3編 基本計画 第4章 啓発・交流活動の推進 25 権利擁護事業に取り組む組織との連携 は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連 携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見 制度などの分野においては司法書士・弁 護士やNPO団体、ファイナンシャルプ 修正します の本価を見制度などの分野においては、 司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | 保っていただくようにお願いしたい。 | | ムページ作成ガイドラインがありま |
| もWebに関するアクセシビリティの概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 第3編 基本計画 第4章 啓発・交流活動の推進 25 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、可法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正しまませい。 | | また、市役所全体で基準を満たすように | | す。また、その普及、啓発については、 |
| 概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 第3編 基本計画 第4章 啓発・交流活動の推進 25 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正しままた。 制度などの分野においては司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | 努力をお願いしたいのと、市内の企業に | | ご意見として承り、参考とさせていた |
| 概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。 第3編 基本計画 第4章 啓発・交流活動の推進 25 権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては、司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正しままた。 制度などの分野においては司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | もW e b に関するアクセシビリティの | | だきます。 |
| 第3編 基本計画 第4章 啓発・交流活動の推進 25 権利擁護事業に取り組む組織との連携 修正します 成年後見制度などの分野においては、 司法書士・弁護士やNPO団体、ファ 携するようなイメージを持ちました。そ れはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては司法書士・弁 | | 概念の普及を呼びかけていただけたら | | |
| 25 権利擁護事業に取り組む組織との連携 修正します 成年後見制度などの分野においては、 | | と思います。 | | |
| 25 権利擁護事業に取り組む組織との連携 修正します 成年後見制度などの分野においては、 | | 1 | | |
| は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプを搭し、と修正します。 | 第3 | 編 基本計画 第4章 啓発・交流活 | 動の推進 | |
| 携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては司法書士・弁護士やNPO団体、ファイナンシャルプも会補とはあることから、「古賀市社会補金」と修正します。 | 2 5 | 権利擁護事業に取り組む組織との連携 | 修正します | 成年後見制度などの分野においては、 |
| れはそれで重要なことですが、成年後見 制度などの分野においては司法書士・弁 護士やNPO団体、ファイナンシャルプ | | は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連 | | 司法書士・弁護士やNPO団体、ファ |
| 制度などの分野においては司法書士・弁 護士やNPO団体、ファイナンシャルプ 会福祉協議会等と連携し」と修正します。 | | 携するようなイメージを持ちました。そ | | イナンシャルプランナーなどとも連携 |
| 護士やNPO団体、ファイナンシャルプ す。 | | れはそれで重要なことですが、成年後見 | | を図る必要もあることから、「古賀市社 |
| | | 制度などの分野においては司法書士・弁 | | 会福祉協議会等と連携し」と修正しま |
| ランナーなどとも連携を図っていただ | | 護士やNPO団体、ファイナンシャルプ | | す。 |
| | | ランナーなどとも連携を図っていただ | | |

| 1 | | | <u> </u> |
|------|---------------------|--------|--------------------|
| | き、当事者の方とそのご家族の方々の支 | | |
| | えになるようにしていただけたらと思 | | |
| V | います。 | | |
| 26 1 | 行政機関等における配慮として、「選挙」 | 原案のとおり | 行政機関等における配慮としては、「選 |
| | という一つの場面だけが強く前面に出 | | 挙」だけではなく、具体的な個々の記 |
| _ | ていますが、それは行政機関等での手続 | | 述はありませんが、行政機関での手続 |
| S | きや公共施設の利用についての一事例 | | き等において、行政機関の職員等に対 |
| _ | でしかないような気がいたします。 | | する障がい者に関する理解を促進する |
| 7 | 本項ではソフト面における配慮内容の | | ことによりソフト面を含め配慮に努め |
| 9 | 充実を示す必要があるかと思います。 | | るものと考えます。 |
| 30 | また、障害者の方が不要な外出を回避で | | コンビニエンスストア等における証明 |
| 300 | きるコンビニエンスストア等における | | 書の自動交付や、タブレット端末を使 |
| 言 | 証明書の自動交付や、タブレット端末を | | 用については、ご意見として承り、今 |
| 1 | 使用した障害者のコミュニケーション | | 後の取組の参考とさせていただきま |
| 1 | 促進も検討していただけたらと思いま | | す。 |
| | † . | | 新しい生涯学習センターの建設のPR |
| 7 | なお、新しい生涯学習センターの建設 | | については、ご意見として承ります。 |
| | と、2階部分での既存施設への連結によ | | |
| 1 | り、中央公民館の大会議室・中会議室に | | |
| Ī | 車イス利用者の方が車イスで行けるよ | | |
| | うになることは、これまでの障害者支援 | | |
| b | 施策を積み重ねてきた素晴らしい成果 | | |
| | としてもっとPRをされたらいかがで | | |
| [] | しょうか。 | | |
| 27 | 今後の「空き家・空き地対策」を、障害 | 原案のとおり | ご意見として承り、今後の取組の参考 |
| 7 | をお持ちの方への支援が広がるための | | とさせていただきます。 |
| 1 | 観点から進めていただきたい。 | | |
| 28 | 障がいのある子どもを育てる親にとっ | 原案のとおり | 交流の場についてのご意見ですが、市 |
| - | て互いに支えあう親同士の出会い、仲間 | | の福祉団体の中には、障がい児(者) |
| 1 | 作りはとても大切です。単に交流の場を | | の将来の幸せを守るために努力するこ |
| 量 | 設けるだけでなく、支えあう仲間ができ | | とを目的として活動している親の会な |
| | るよう一歩踏み込んだ支援のあり方を | | どがあります。 |
| | 考えていただきたいと思います。就学し | | |
| - | て学校やクラスが違っても情報交換で | | |
| 3 | きたり支えあえる仲間がいることは | | |
| 木 | 様々な施策の周知、利用にもつながると | | |

| | 思います。 | | |
|-----|---------------------|--------|--------------------|
| その化 | 也 | | |
| 2 9 | サンコスモ古賀にもっと「社会福祉事務 | 原案のとおり | ご意見として承ります。 |
| | 所」としての自覚を持って欲しい。 | | |
| 3 0 | パブリック・コメントの意見等の提出の | 原案のとおり | パブリック・コメントについてのご意 |
| | 注意書事項に「電話や来庁による口頭で | | 見ですが、意見等の提出に当たっては、 |
| | の意見は受け付けません」という「弱者」 | | 電話や口頭によるものは、内容の取り |
| | に対して切り捨てるような記載を載せ | | 間違えなどの恐れがあるため、書面に |
| | ないで欲しい。 | | よることを原則としております。 |
| 3 1 | 現在、週5日でサービスを利用していま | 原案のとおり | 障害福祉サービスにおいて、制度上、 |
| | すが、3ヶ月経過すると週3日に減らさ | | 週5日で利用しているサービスが、3 |
| | れます。国の政策かもしれませんが、サ | | ヶ月経過すると週3日に減らされるこ |
| | ービスの継続利用が出来るよう国に申 | | とはありません。 |
| | し立てをするか、市独自のサービスを行 | | |
| | うくらいの文言が入って欲しいです。 | | |